

特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の手続

特許庁審査業務部出願課国際出願室



1

PCT出願の手続

- (1) PCT出願の流れ
- (2) 受理官庁（RO/JP）への手続方法
- (3) PCT出願関係手数料
- (4) 願書

2

PCT出願後の手続

- (1) 中間手続
- (2) その他中間手続
- (3) 予備審査請求書
- (4) 条約34条の規定に基づく補正

3

国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置

4

よくあるご質問

5

参考情報

1

PCT出願の手続

- (1) PCT出願の流れ
- (2) 受理官庁（RO/JP）への手続方法
- (3) PCT出願関係手数料
- (4) 願書

2

PCT出願後の手続

- (1) 中間手続
- (2) その他中間手続
- (3) 予備審査請求書
- (4) 条約34条の規定に基づく補正

3

国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置

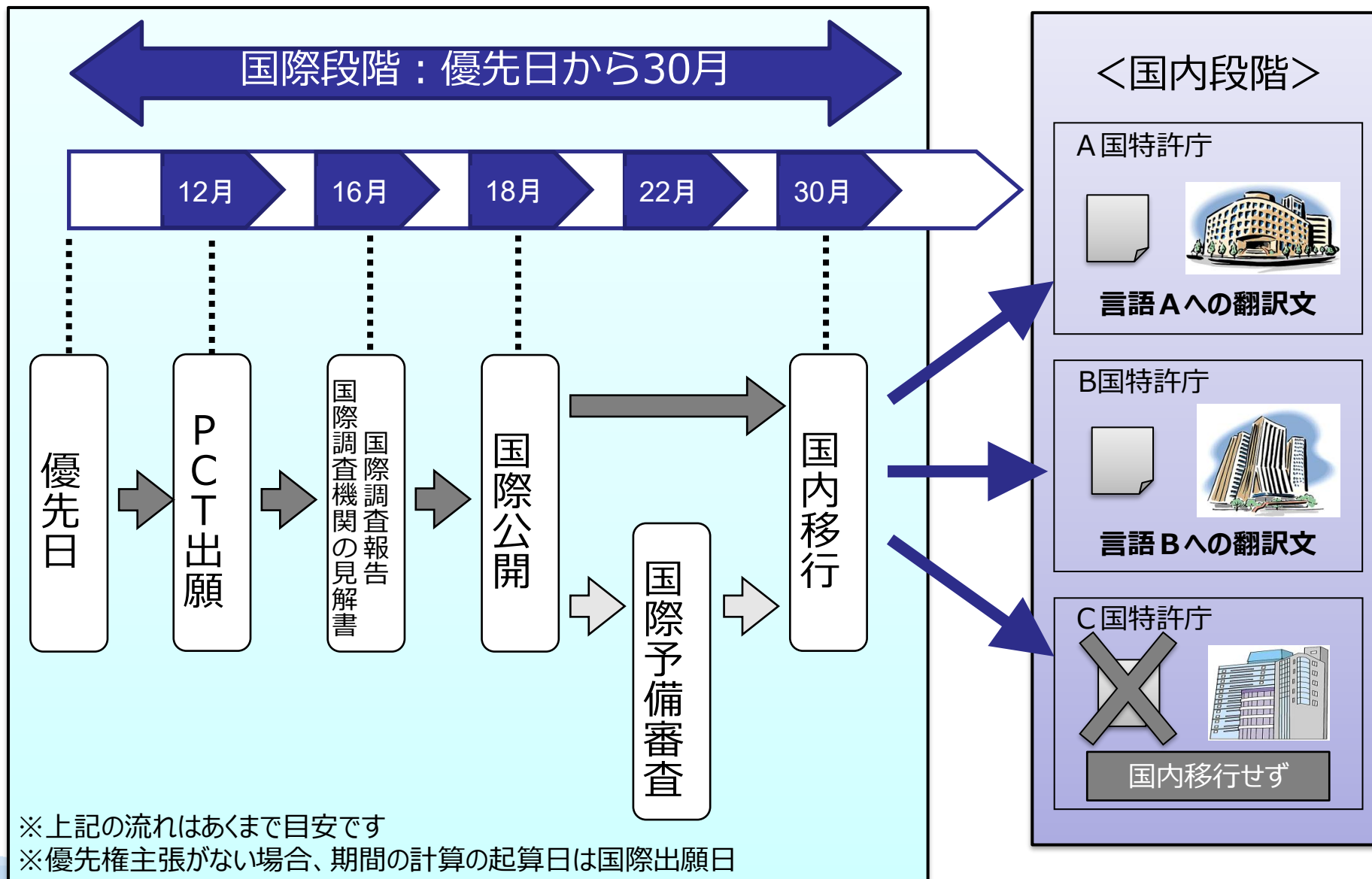
4

よくあるご質問

5

参考情報

1. (1) PCT出願の流れ



1. (2) 受理官庁 (RO/JP) への手続方法

	窓口・郵送	インターネット出願ソフト
出願言語	日本語・英語	日本語・英語
対象書類	全て	全て (優先権書類提出書を除く)
出願時の減額	なし	¥54,700 (※)
受付時間	平日 9:00-17:00	24時間 365日
※郵送の場合、書類が特許庁に到着した日が受付日 (到達主義)		

※2025年10月1日現在

<参考：ePCT（国際事務局が提供するオンラインサービス）での手続>

- WIPO国際事務局への書類の提出は、WIPO国際事務局が提供するePCT（ポータルサイト）で行うことも可能。
- WIPO国際事務局が発行するPCT/IBフォーム（記録原本の受理通知（IB301）や記録の変更通知（IB306）など）は、電子メールで受領することが可能。該当案件のePCTアクセス権を取得した場合は、ePCT上で閲覧、ダウンロードが可能。
- 国際出願をした後、願書に記載した出願人、発明者、代理人等の記録を変更したい場合には、日本国特許庁受理官庁又はWIPO国際事務局に対して記録の変更の要請をすることが可能。

1. (3) PCT出願関係手数料（2025年10月1日現在）

<出願に必要な手数料>

国際出願手数料	国際出願の用紙の枚数が30枚まで		¥242,700
	30枚を超える用紙1枚につき		¥2,700
	オンライン出願した場合の減額		¥54,700
送付手数料			¥17,000
調査手数料	日本国特許庁	日本語	¥143,000
		英語	¥169,000
	欧州特許庁	英語	¥317,600
	シンガポール知的所有権庁	英語	¥264,000
	インド特許庁	英語	(出願人が法人を含む場合) ¥17,600 (出願人全員が個人の場合) ¥4,400

<国際予備審査請求に必要な手数料>

予備審査手数料	日本国特許庁	日本語	¥34,000
		英語	¥69,000
取扱手数料			¥36,500

- 特許印紙・予納・電子現金納付・口座振替・クレジットカード（指定立替納付）等での支払いが可能

1. (4) 願書 ① 発明の名称

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第I欄>

WO20XX000123

1/4

特許協力条約に基づく国際出願願書

(注意 電子データが原本となります)

0	受理官庁記入欄	
0-1	国際出願番号	
0-2	国際出願日	
0-3	(受付印)	
0-4	様式 PCT/RO/101 この特許協力条約に基づく国際出願願書は、	
0-4-1	右記によって作成された。	JPO-PAS i480
0-5	申立て	
0-6	出願人は、この国際出願が特許協力条約に従って処理されることを請求する。	
0-6	出願人によって指定された受理官庁	日本国特許庁 (JPO) (RO/JP)
0-7	出願人又は代理人の書類記号	WO20XX000123
I	発明の名称	ハンドスキャナ
II	出願人	
II-1	この欄に記載した者は	出願人である (applicant only)
II-2	右の指定国についての出願人である。	すべての指定国 (all designated States)
II-4ja	名称	株式会社東京製作所
II-4en	Name:	TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
II-5ja	あて名	1000013 日本国
II-5en	Address:	東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan
II-6	国籍(国名)	日本国 JP
II-7	住所(国名)	日本国 JP
II-8	電話番号	03-3581-1101
II-9	ファクシミリ番号	03-8765-4321
II-11	出願人登録番号	987654321

インターネット出願ソフトの入力画面

< [願書] タブ >

PCT-RO 電子出願 - WO20XX000123
ファイル(F) 編集(E) ツール(T) ヘルプ(H)

受理官庁 / Receiving Office JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office
国際調査機関 / International Searching Authority JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)
国際出願の使用言語名 / Language of filing of the international application 日本語 / Japanese

発明の名称 / Title of invention ハンドスキャナ

先の調査の結果の利用 / Use of earlier search results

No.	国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office)	日付 / Date	出願番号 / Number
1	JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)	1.12月 2	2017-888888
+	先の調査に関して入力してください。 / Open to add		

問い合わせ先 contact

開く / Open

レディ NUM

発明の名称を入力

願書には明細書の冒頭に表示されている発明の名称と同一のものを記載

1. (4) 願書 ③発明者

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第III欄>

WO20XX000123		2/4
特許協力条約に基づく国際出願願書 (注意 電子データが原本となります)		
III-1 III-1-1	その他の出願人又は発明者 この欄に記載した者は	発明者である (inventor only)
III-1-3 III-1-4ja III-1-4en	右の指定国についての発明者である。 氏名(姓名) Name (LAST, First):	佐藤 一郎 SATO Ichiro
III-1-5ja III-1-5en	あて名 Address:	1000013 日本国 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社東京 製作所内 c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigas eki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo 1000013 Japan
IV-1 IV-1-1ja IV-1-1en	下記の者は国際機関において右 記のごとく出願人のために行動する。 氏名(姓名) Name (LAST, First):	代理人 (agent) 国際 太郎 KOKUSAI Taro
IV-1-2ja IV-1-2en	あて名 Address:	1020081 日本国 東京都千代田区四番町8番地 8 Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 1020081 Japan
IV-1-3	電話番号	03-1234-5678
IV-1-4	ファクシミリ番号	03-1234-5678
IV-1-5	電子メール	kokusai-taro@jpo.go.jp
IV-1-5(a)	電子メール使用の承認 受理官庁、国際調査機関、国際事務局若し しくは国際予備審査機関が、その官庁又は機 関が希望する場合には、この電子メールア ドレスを利用して、この国際出願に関する通 知を送付することを承認する。	通知の写しを事前に送付するために利用することを承 認する。
IV-1-6	代理人登録番号	123456789

インターネット出願ソフトの入力画面

< [氏名 (名称)] タブ→「発明者」を選択>

発明者に関する詳細 / Details concerning Inventor Only

氏名又は名称 死亡 / Deceased

Name
example KOKUSAI Taro

国又は地域 日本国 / Japan
Country or territory

郵便番号
Postal code

住所
千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社
東京製作所内
c/o TOKYO SEISAKUSHO
CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-
chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 1000013 Japan

OK キャンセル / Cancel

発明者を選択

1. (4) 願書 ④ 指定国の除外

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第V欄>

V	国の指定	
V-1	この願書を用いてされた国際出願は、規則4.9(a)に基づき、国際出願の時点で拘束される全てのPCT締約国を指定し、取得しうるあらゆる種類の保護を求め、及び請求する場合には広域と国内特許の両方を求める国際出願となる。	
V-2	V-2欄は、特定の国の指定を除外するときに使用することができ、この指定を除外することができるのは、出願の際着しく規則26の2.1により上記の特定の国における先の国内出願を基礎とする優先権を国際出願の第VI欄で主張する結果、その国の国内法令に基づいてこの先の国内出願の効果が消滅するのを避けるのを目的とする場合に限り、しかし、いったん除外した指定は、それを変更することはできない。	JP
VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張	
VI-1-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd, mm, 20XX)
VI-1-2	出願番号	20XX-888888
VI-1-3	パリ条約同盟国名	日本国 JP

「V-2」欄に「JP」と表示されれば、指定国から日本が除外され、日本への国内移行はできなくなる

インターネット出願ソフトの入力画面

< [指定国] タブ >

PCT-RO 電子出願 - WO20XX000123

除外する指定国 / Designated States to be excluded

国名 / Country	国内特許 / national protection
<input type="checkbox"/> DE ドイツ連邦共和国 / Germany	国内特許 / national protection
<input checked="" type="checkbox"/> JP 日本国 / Japan	国内特許 / national protection
<input type="checkbox"/> KR 大韓民国 / Republic of Korea	国内特許 / national protection

このチェックボックスは、先の国内出願を基礎とする優先権を主張する結果、その国の国内法令に基づいて先の国内出願が消滅するのを避けるために使用する場合にのみ利用できます。いったん除外した指定は取り消すことができませんのでご注意ください。 / The check-boxes above may only be used to avoid the ceasing of the effect of this early priority claim under the national law, if the international application contains a priority claim to an application filed in the particular States concerned. Please note that this check is irreversible.

指定を除外する国をチェック

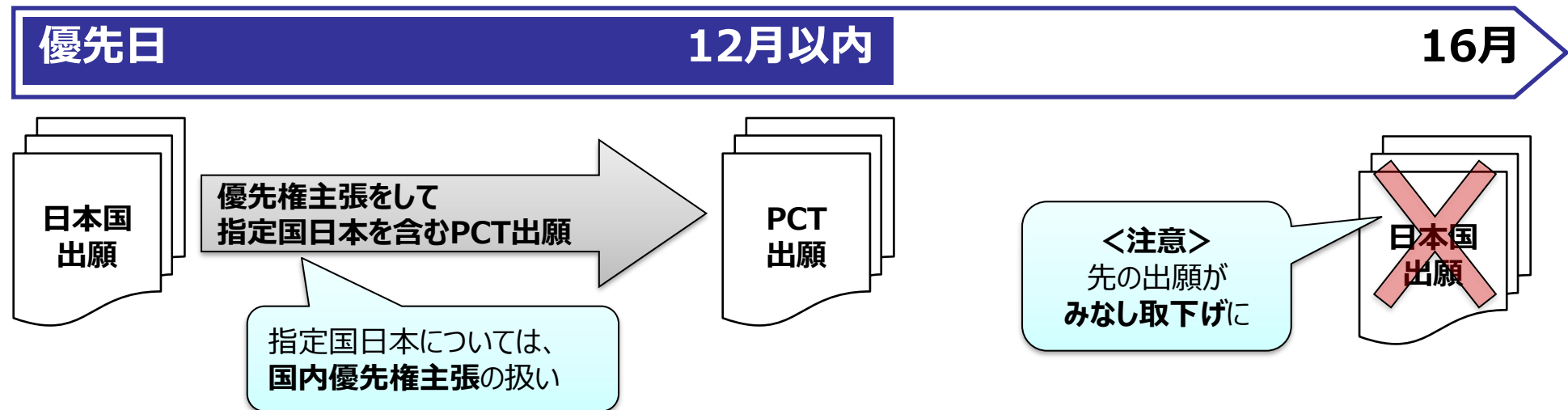
- 除外ができるのはドイツ、日本、韓国のみ
- 除外する場合、**当該国の国内出願が優先権主張の基礎**であることが必要

【注意】
出願後に、願書の補正によるチェックの追加／取り消しは不可

開く / Open

NUM

1. (4) 願書 ⑤先の出願のみなし取下げの回避



先の出願のみなし取下げの回避方法

1. 出願時に、日本の指定を除外
願書の「第V欄 国の指定」でJP（日本）にチェック
2. 優先日から**16月以内**に、日本の指定を取下げ
「**指定国の指定取下書**」を提出
3. 優先日から**16月以内**に、国内優先権の主張を取下げ
「**上申書**」を提出（提出先は日本国特許庁受理官庁）

1. (4) 願書 ⑥優先権主張

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第VI欄>

VI-1	先の国内出願に基づく優先権主張	
VI-1-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd. mm. 20XX)
VI-1-2	出願番号	20XX-888888
VI-1-3	パリ条約同盟国名又はWTO加盟国名	日本国 JP
VI-2	先の国際出願に基づく優先権主張	
VI-2-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd. mm. 20XX)
VI-2-2	出願番号	PCT/JP20XX/999999
VI-2-3	受理官庁名	日本国 JP
VI-3	優先権証明書送付の請求 国際事務局に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、該当する場合には記載されたアクセスコードを利用し、優先権書類に記載されている事項に係る情報	VI-1 アクセスコード : AB55
VI-4	優先権証明書送付の請求 受理官庁に対して、上記の先の出願のうち、右記のものについては、優先権書類を作成し国際事務局に送付することを請求する。	VI-2

受理官庁に対する優先権書類の送付請求
⇒3日以内に日本国特許庁受理官庁に
手続補足書 & 優先権証明願 (PCT) を提出

国際事務局に対するDASアクセスコードを利用した
優先権書類の取得請求
⇒英数字4桁のアクセスコードを入力

出願時に上記の請求を行わない場合 (どちらにもチェックしない場合) は以下を行う。

- 国際公開前までにWIPO国際事務局にアクセスコードを通知
 - 優先日から16月以内に日本国特許庁受理官庁に優先権書類送付請求書 & 優先権証明願 (PCT) を提出
- ※その他の優先権書類の提出方法は、『特許協力条約 (PCT)に基づく国際出願の手続』(本スライドP.45)を参照。

インターネット出願ソフトの入力画面

< [優先権] タブ → 「優先権主張の追加」 >

優先権主張 / Details of Priority Claim of Earlier Application

出願の方法 国内出願 (National) 広域 (Regional) 国際出願 (PCT) (International(PCT))

国名 JP 日本国 / Japan

出願日 dd.mm月 20XX

出願番号 20XX-888888 特許 / Patent

出願番号フォーマット / Format of Number : yyyy-nnnnnn
yyyy : 西暦年 A.D.
nnnnnn : 連番(6桁) Sequence number (6 digits)

出願書類の認証謄本を作成し国際事務局へ送付することを、受理官庁に対して請求する。
The receiving Office is requested to prepare and transmit to the International Bureau a certified copy of the above-identified earlier application.

出願書類の認証謄本を電子図書館から取得することを、国際事務局に対して請求する。
The International Bureau is requested to obtain from a digital library a certified copy of the above-identified earlier application.

アクセスコード AB55

優先権の回復を受理官庁に対して請求する。
The receiving Office is requested to restore the right of priority

OK キャンセル / Cancel

1. (4) 願書 ⑦ 国際調査機関

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第VII欄>

VI-5	引用による補充: 条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素、又は規則20.5(a)若しくは規則20.5の2(a)の規定に基づく明細書、請求の範囲若しくは図面がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確認の手続を条件と	
VII-1	特定された国際調査機関(ISA)	日本国特許庁 (JPO) (ISA/JP)
VII-2-1	出願日	20XX年 mm月 dd日 (dd, mm, 20XX)
VII-2-2	出願番号	20XX-888888
VII-2-3	国名(又は広域官庁)	日本国 JP
VIII	申立て	申立て数
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	-
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)	-
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	-
IX	照会欄	用紙の枚数
IX-1	願書(申立てを含む)	4
IX-2	明細書	5
IX-3	請求の範囲	1
IX-4	要約	1
IX-5	図面	1
IX-6a	明細書の配列表(国際調査のために利用される)	-
IX-7	合計	12
IX-8	添付書類	添付
IX-8	手数料計算用紙	-
IX-20	要約とともに提示する図の番号	1
IX-21	国際出願の使用言語名	日本語

国際調査機関 (ISA)の選択

- 日本語出願: JP (日本国特許庁)
- 英語出願: JP (日本国特許庁) 又は EP (欧州特許庁)

インターネット出願ソフトの入力画面

< [願書] タブ >

PCT-RO 電子出願 - WO20XX000123

ファイル(F) 編集(E) ツール(T) ヘルプ(H)

受理官庁 / Receiving Office JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office

国際調査機関 / International Searching Authority JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office (JPO)

国際出願の使用言語名 / Language of filing of the international application 日本語 / Japanese

発明の名称
Title of invention ハンドスキャナ

国際調査機関を選択

先の調査の結果の利用 / Use of earlier search results

No.	国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office)	日付 / Date	出願番号 / Number
1	JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office (JPO)	1.12月 2017	2017-888888
+	先の調査に関して入力してください。 / Open to add...		

開く / Open

レディ NUM

1. (4) 願書 ⑧ 先の調査の結果の利用請求

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第VII欄>

VI-5	引用による補充: 条約第11条(1)(iii)(d)若しくは(e)に規定する国際出願の要素、又は規則20.5(a)若しくは規則20.5の2(a)の規定に基づく明細書、請求の範囲若しくは図面がこの国際出願には含まれていないが、受理官庁が条約第11条(1)(iii)に規定する要素の1つ以上を最初に受領した日において優先権を主張する先の出願にそれが完全に含まれている場合には、規則20.6に基づく確認の手続を条件として、その要素又は部分を規則20.6の規定によりこの国際出願に引用して補充することを請求する。
VII-1	特定された国際調査機関(ISA) 日本国特許庁 (IPO) (TSA/IP)
VII-2	先の調査の結果の利用請求
VII-2-1	出願日 20XX年 mm月 dd日 (dd.mm.20XX)
VII-2-2	出願番号 20XX-888888
VII-2-3	国名(又は広域官庁) 日本国 JP
VIII	申立て
VIII-1	発明者の特定に関する申立て -
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出

<手順の流れ>

- ① 先の国内出願の調査結果の利用を請求
- ② 国際調査報告と共に、「先の調査等の結果の利用状況に関する通知書」が届く
- ③ 通知書において「利用できる」とされた場合、「調査手数料一部返還請求書」の提出により、調査手数料の一部が返還される

先の出願の国名、日付、出願番号を入力

【注意】
出願後に、願書の補正による利用請求の変更や追加は不可

インターネット出願ソフトの入力画面

< [願書] タブ >

PCT-RO 電子出願 - WO20XX000123

ファイル(F) 編集(E) ツール(T) ヘルプ(H)

受理官庁 / Receiving Office JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office

国際調査機関 / International Searching Authority JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)

国際出願の使用言語名 / Language of filing of the international application 日本語 / Japanese

発明の名称 / Title of invention ハンドスキャナ

先の調査の結果の利用 / Use of earlier search results

No.	国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office)	日付 / Date	出願番号 / Number
1	JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)	1.12.2017	2017-888888

+ 先の調査に関して入力してください。 / Open to add...

「+」をダブルクリック

先の調査 / Details of Earlier Search

国名(又は広域官庁) / Country(or regional Office) JP 日本国特許庁 / Japan Patent Office(JPO)

日付 / Filing date dd.mm月 20XX

出願番号 / Application number 20XX-888888

該当する場合には異なる言語で出願されたことを除き、この国際出願は先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である
This international application is the same, or substantially the same, as the application in respect of which the earlier search was carried out, except, where applicable, that it is filed in a different language

以下の書類については、ISAが認める形式及び方法で、ISAが入手可能であるため、出願人はISAへこの書類を提出する必要はない
The following documents are available to the ISA in a form and manner acceptable to it and therefore do not need to be submitted by the applicant to the ISA

1. (4) 願書 ⑨申立て

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第VIII欄>

VIII	申立て	申立て数	
VIII-1	発明者の特定に関する申立て	-	
VIII-2	出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-	
VIII-3	先の出願の優先権を主張する国際出願日における出願人の資格に関する申立て	-	
VIII-4	発明者である旨の申立て(米国を指定国とする場合)	-	
VIII-5	不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立て	-	
IX	照会欄	用紙の枚数	添付された電子ファイル
IX-1	願書(申立てを含む)	4	✓
IX-2	明細書	5	✓
IX-3	請求の範囲	1	✓
IX-4	要約	1	✓
IX-5	図面	1	✓

- 規則4.17に基づく申立ての記載は任意
- 記載した場合、国内移行後に、当該事項に関する指定官庁への証拠の提出が原則として不要となる

(新規性喪失の例外に関する申立てについては、指定官庁が証拠を要求する権限は制限されていない)

インターネット出願ソフトの入力画面

< [申立て] タブ >

プルダウンメニューから種類を選択し、申立てを「追加」する

1. (4) 願書 ⑩選択図

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第IX欄>

IX	照合欄	用紙の枚数	添付された電子データ
IX-1	願書(申立てを含む)	4	✓
IX-2	明細書	5	✓
IX-3	請求の範囲	1	✓
IX-4	要約	1	✓
IX-5	図面	1	✓
IX-6a	明細書の配列表(国際調査のためにも利用される)	-	-
IX-7	合計	12	
IX-8	添付書類 手数料計算用紙	添付	添付された電子データ ✓
IX-20	要約とともに提示する図の番号	1	
IX-21	国際出願の使用言語名	日本語	

- 選択図に語句が含まれる場合、国際公開時に英訳が付される
- 「図の中の語句」の記載は任意(翻訳の効率化のためのもの)
 - 選択図の中の語句を記載する場合 ⇒ 「はい」を選択
下のボックスに語句(日本語)を記載
 - 選択図の中に語句が含まれない、又は、語句は含まれるが記載しない場合 ⇒ 「いいえ」を選択

インターネット出願ソフトの入力画面

< [内訳] タブ → 「明・請・要・図」を選択 >

書類内訳の詳細 / Content Details

明・請・要・図 / Application body

明・請・要・図 Application body A001_JP_Sample.htm 参照 / Browse

(変換後) JPOXMLDOC01-appb.xml チェック結果 Result

配列表 Sequence listing リセット / Reset

要約とともに提示する図の番号 Figure for the drawing which should accompany the abstract 1

要約とともに提示する図の中に、何らかの語句が含まれていますか。
The figure of the drawings which should accompany the abstract contains text

いいえ / No
 はい / Yes

「図の中の語句」欄に、語句を記載してください。
Please type the text in the text box

図の中の語句 / Drawing Text

ハンドスキャナハウジング
入力画面

キャンセル / Cancel

- 国際公開のフロントページに要約とともに提示する図(選択図)の番号を入力(入力任意)

【注意】出願後の追加、補正は不可

1. (4) 願書 ⑪出願人、代理人などの署名

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<第X欄>

WO20XX000123		4/4
特許協力条約に基づく国際出願願書		(注意 電子データが原本となります)
X-1	出願人、代理人又は代表者の記名押印	(PKCS7 デジタル署名)
X-1-1	氏名(姓名)	国際 太郎
X-1-3	権限(署名者が法人の場合)	

- 出願書類作成終了後、提出のための送信ファイルを作成する過程で、出願ソフト起動時に認証した者の電子署名をする
- 第X欄には、認証をした者の氏名(名称)が記載され、サインとして「(PKCS7 デジタル署名)」と表示される

1. (4) 願書 ⑫ 手数料の支払方法

インターネット出願ソフトで作成した願書のPDFイメージ

<手数料計算用紙>

WO20XX000123

1/1

PCT手数料計算用紙(願書付属書)

(注意 電子データが原本となります)

[この用紙は、国際出願の一部を構成せず、国際出願の用紙の枚数に算入しない]

0	受理官庁記入欄			
0-1	国際出願番号			
0-2	受理官庁の日付印			
0-4	様式 PCT/RO/101(付属書) このPCT手数料計算用紙は、 右記によって作成された。	JPO-PAS i480		
0-9	出願人又は代理人の書類記号	WO20XX000123		
2	出願人	株式会社東京製作所		
12	所定の手数料の計算	金額/係数	小計 (JPY)	
12-1	送付手数料	T	17000	
12-2	調査手数料	S	143000	
12-3	国際出願手数料 (最初の30枚まで)	i1	195000	
12-4	30枚を超える用紙の枚数		0	
12-5	用紙1枚の手数料	(X)	0	
12-6	合計の手数料	i2	0	
12-7	i1 + i2 =	i	195000	
12-12	fully electronic filing fee reduction	R	-44000	
12-13	国際出願手数料の合計 (i-R)	I	151000	
12-19	納付すべき手数料の合計 (T+S+I+P)		311000	
12-21	支払方法	予納台帳引き落としの承認		
12-22	予納台帳 受理官庁	日本国特許庁 (JPO) (RO/JP)		
12-22-1	上記手数料合計額の請求に対する承認	✓		
12-23	予納台帳番号	888888		
12-24	日付	20XX年 mm月 dd日 (dd, mm, 20XX)		
12-25	記名押印			

インターネット出願ソフトの入力画面

< [支払い] タブ >

- 出願に必要な手数料：
送付手数料、調査手数料、国際出願手数料
- 支払方法：
予納、現金納付、電子現金納付、口座振替、クレジットカード（指定立替納付）から選択
全ての手数料を日本国特許庁へ一括で支払い
- 手数料の軽減申請を行う場合：
「料金表メンテナンス」にて「料金表」の金額を
予め軽減後の金額に変更する

1. (4) 願書 ⑬明細書・請求の範囲

<明細書>

1

明細書

発明の名称： ハンドスキャナ

技術分野

[0001] 本発明は、走査位置の観測確認が容易なハンドスキャナに関するものである。

背景技術

[0002] イメージ入力装置の中で、ハンドスキャナは、入力情報の記載された媒体の形状や媒体上の入力情報の位置を問わず、必要な情報のみを入力できる利点があるので、POS用のOCRの入力部として実用に共されている。

ページ番号をアラビア数字で記載（電子出願の場合は自動的に付与される）

願書第 I 欄の発明の名称を記載

原則として各々「発明の名称」、「技術分野」、「背景技術」などの見出しを記載

<請求の範囲>

6

請求の範囲

[請求項1] レンズ系を介して書面からの反射散乱光を1次元イメージセンサに受光することで主走査を行い、書面を被覆したハウジングを手送り移動することで副走査を行う書面イメージの入力手段において、該ハウジングの被覆側端部に主走査を行うための受光面が書面と平行になるように設けられ、書面に垂直でセンサ列方向軸を含むハウジングの被覆側端部にセンサ列方向軸と直行した光路面を構成し、ハウジングの被覆側端部で主走査することを特徴とするハンドスキャナ。

明細書に続けてページ番号をアラビア数字で記載（電子出願の場合は自動的に付与される）

請求項が2つ以上ある場合は連続番号を[請求項2]、[請求項3]とアラビア数字で記載

1. (4) 願書 ⑭要約書・図面

<要約書>

7

要約書

書面に垂直方向に対して傾斜した光路で受光すること
の直前（直後）を常に目視可能とする。

レンズ系を介して書面2からの反射散乱光を1次元イメージ
で主走査を行い、書面2を被覆したハウジング1を手送り移動
う図面イメージの入力手段において、該ハウジング1内の上部に装着され、その受光
面が図面と平行になるように設定された1次元イメージセンサと、書面2に垂直でセ
ンサ列方向軸を含む平面に対して傾斜し、かつ該センサ列方向軸と直交した光路面を
構成するレンズ系とを備え、該ハウジング1の被覆側端部で主走査する。

請求の範囲に続けて
ページ番号をアラビア
数字で記載（電子出
願の場合は自動的に
付与される）

可能な限り簡潔
に記載

【選択図】の項目は入れない（国
内出願の様式と異なるので注意）

<図面>

1/1

【図1】
ハンスキャナの使用法の説明

【図2】
ハンスキャナの従来の実装方法

ページ番号を斜線で区分された
2つのアラビア数字で記載（電子
出願の場合は自動的に付与さ
れる）

図面中の語句は
出願言語で記載

鮮明に記載

図面が2つ以上ある場合は図毎
に連続番号をアラビア数字で記
載

明細書に記載した「図面の簡単な説明」に
ある図面の数と一致させる

図を正しく配置するために必要な場合は、
図の上端が用紙の左側になるよう図を横に
して配置する。

1

PCT出願の手続

- (1) PCT出願の流れ
- (2) 受理官庁（RO/JP）への手続方法
- (3) PCT出願関係手数料
- (4) 願書

2

PCT出願後の手続

- (1) 中間手続
- (2) その他中間手続
- (3) 予備審査請求書
- (4) 条約34条の規定に基づく補正

3

国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置

4

よくあるご質問

5

参考情報

2. (1) 中間手続

書類作成時の注意事項

- 中間手続の書類は出願と同一の言語で作成
- 「国籍」及び「住所」の項目が出願人には必要（発明者・代理人には不要）
※「住所」には居住している国を記載（都道府県以下は「あて名」に記載）
- 識別番号の記載は任意
- 代理人手続の場合、出願人の署名は不要

「国際出願」タブでオンライン手続可能な中間手続（＝項目名が【 】の表示になっている様式）

- ✓ 変更系の手続（氏名（名称）変更届、あて名変更届、名義変更届など）
- ✓ 手数料納付書、手数料追加納付書、陳述書
- ✓ 手数料補正書
- ✓ 請求の範囲の減縮書
- ✓ 請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書
- ✓ 国際予備審査請求書
- ✓ 答弁書
- ✓ 手続補正書（国際予備審査請求書に係る補正）

※上記以外の中間手続（優先権書類提出書を除く）は、「特殊申請」タブでオンライン手続可能

※中間手続を書面で行った場合でも電子化手数料は不要

2. (1) 中間手続 ① 手数料納付書

【書類名】 手数料納付書(国際出願に関する手数料の納付)
【あて先】 特許庁長官 殿
【国際出願の表示】
【国際出願番号】 PCT/JP20XX/087654
【出願人】
 (【識別番号】) 987654321
 【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所
 【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
 (代表取締役 特許 太郎(署名:_____))
 【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
 【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
 【郵便番号】 100013
 【国名】 日本国 Japan
 【国籍】 日本国 Japan
 【住所】 日本国 Japan
【代理人】
 (【識別番号】) 123456789
 【弁理士】
 【氏名又は名称(日本語)】 国際 太郎 (署名:_____)
 【氏名又は名称(英語)】 KOKU Taro
 【あて名(日本語)】 東京都千代田区千代田12番地
 【あて名(英語)】 12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo
 【郵便番号】 1020081
 【国名】 日本国 Japan
【手数料の表示】
 【予納台帳番号】 999999
 【手数料の種類】 送付手数料
 【納付金額】 17,000円
 【手数料の種類】 国際出願手数料
 【納付金額】 242,700円
 【手数料の種類】 調査手数料
 【納付金額】 143,000円

あて名の国名は【国名】に記載してください

予納を利用する場合、識別番号は必須

- 出願後、1月以内に手数料を納付する場合に行う手続
- 手数料納付書での納付期間：出願日から**1月**
※出願日から1月以内に納付がない場合、日本国特許庁受理官庁より手数料補正命令（RO133）を出願人へ通知
※手数料補正命令（RO133）の応答は「手数料補正書」で手続
- 提出先：日本国特許庁受理官庁
- 特許印紙・予納・口座振替・クレジットカード（指定立替納付）・電子現金納付・現金納付の利用可

2. (1) 中間手続 ②手続補正命令に対する手続補正書

手続補正書
(法第6条の規定による命令に基づく補正)

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654
- 2 出願人
名 称 株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
(代表取締役 特許 太郎(署名:_____))
あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan
国 籍 日本国 JAPAN
住 所 日本国 JAPAN
- 3 代理人
氏 名 弁理士 国際 太郎 (署名:_____)
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町12番地
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan
- 4 補正命令の日付 dd.mm.20XX
- 5 補正の対象 図面
- 6 補正の内容 別紙の通り
図面第1図を補正した。
- 7 添付書類の目録 (1)図面 1/3頁

- 出願書類に所定の不備があった場合に日本国特許庁受理官庁から発送される手続補正命令 (RO106) に応答するための手続
- 補正の期間：命令の発送日から**2月**
※期間内に補正を行わない場合、PCT出願は取り下げられたものとみなされる
- 提出先：日本国特許庁受理官庁
- 補正する頁の差替用紙を添付

<補正命令事項の例>

- 発明の名称について、願書の第 I 欄に記載のものと、明細書の冒頭に記載のものが相違する
- 明細書における表又は図面が不鮮明である
- 図面中の記載が国際出願の言語で作成されていない

2. (1) 中間手続 ③名義変更届など

手続の概要

- 氏名（名称）、あて名、名義、国籍及び住所に変更があった場合の手続
- 手続の期間：優先日から30月以内
- 提出先：日本国特許庁受理官庁又はWIPO国際事務局
※優先日から28月経過後はWIPO国際事務局へ直接手続
- 国際公開に変更内容を反映させる場合は、WIPO国際事務局における国際公開の技術的な準備が完了する前まで
- 手続完了後、WIPO国際事務局から記録の変更通知（IB306）が送付される
- 1つの国際出願にかかる複数の変更届（例：氏名（名称）変更届とあて名変更届）を同時に提出する場合、他方の届が受理されたものとして、各項目の内容を記載
- 複数の国際出願に対して同様の変更内容を反映させる一括変更手続は、WIPO国際事務局への直接手続のみ

※WIPO国際事務局への手続方法、ePCTの操作方法などについてはWIPO国際事務局へ直接お問い合わせください

2. (1) 中間手続 ③名義変更届など

出願人手続の場合

<新名義人による名義変更届の例>

【書類名】 名義変更届
【あて先】 特許庁長官 殿
【国際出願の表示】
【国際出願番号】 PCT/JP20XX/087654
【出願人】
(【識別番号】)987654321
【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所
【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
(代表取締役 特許 太郎 (署名: _____))
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】 1000081
【国名】 日本国 Japan
【国籍】 日本国 Japan
【住所】 日本国 Japan
【新名義人】
【事件との関係】 すべての指定国における出願人
【氏名又は名称(日本語)】 株式会社東京製作所
【氏名又は名称(英語)】 TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
【あて名(英語)】 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】 1000081
【国名】 日本国 Japan
【国籍】 日本国 Japan
【住所】 日本国 Japan
【新名義人】
【事件との関係】 すべての指定国における発明者
【氏名又は名称(日本語)】 小林 一郎
【氏名又は名称(英語)】 KOBAYASHI Ichiro
【あて名(日本語)】 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社東京製作所内
【あて名(英語)】 c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】 100013
【国名】 日本国 Japan
【提出物件の目録】
【物件名】 譲渡証書 1

<変更後の出願人が手続する場合>

- 【出願人】欄には変更後の出願人を記載
- 名義の変更を証明する書面（譲渡証書など）の添付が必要

<変更前の出願人が手続する場合>

- 【出願人】欄には変更前の出願人を記載
- 名義の変更を証明する書面（譲渡証書など）の添付は不要

- 【新名義人】の欄には、変更後の名義人（出願人又は発明者）全員を記載
(例) 出願人をAからBに変更する場合
⇒Bのみを記載
(例) 発明者を追加する場合
⇒既存の発明者及び追加する発明者を記載
- 【事件との関係】の変更も名義変更届で行う
(例) 「すべての指定国における出願人及び発明者」
→「すべての指定国における発明者」

2. (1) 中間手続 ③名義変更届など

代理人手続の場合

【書類名】名義変更届
【あて先】特許庁長官 殿
【国際出願の表示】
【国際出願番号】PCT/JP20XX/087654
【出願人】
（【識別番号】）987654321
【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所
【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
【あて名(英語)】4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】100013
【国名】日本国 Japan
【国籍】日本国 Japan
【住所】日本国 Japan
【新名義人】
【事件との関係】すべての指定国における出願人
【氏名又は名称(日本語)】株式会社東京製作所
【氏名又は名称(英語)】TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
【あて名(英語)】4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】100013
【国名】日本国 Japan
【国籍】日本国 Japan
【住所】日本国 Japan
【新名義人】
【事件との関係】すべての指定国における発明者
【氏名又は名称(日本語)】小林 一郎
【氏名又は名称(英語)】KOBAYASHI Ichiro
【あて名(日本語)】東京都千代田区霞が関三丁目4番3号 株式会社東京製作所内
【あて名(英語)】c/o TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION, 4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】100013
【国名】日本国 Japan
【代理人】
（【識別番号】）123456789
【弁理士】
【氏名又は名称(日本語)】国際 太郎 （署名:_____）
【氏名又は名称(英語)】KOKUSAI Taro
【あて名(日本語)】東京都千代田区四番町12番地
【あて名(英語)】12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo
【郵便番号】1020081
【国名】日本国 Japan
（【提出物件の目録】）
（【物件名】譲渡証書 1）

〈既に選任されている代理人が手続する場合〉

- 名義の変更を証明する書面（譲渡証書など）の添付は不要

〈新たに選任された代理人が手続する場合〉

- 名義の変更を証明する書面（譲渡証書など）の添付が必要
- ※別途、代理人選任届にすべての出願人からの代理人の選任を証明する書面を添付して提出

- 【出願人】の欄には、変更後の筆頭出願人を記載
- 【新名義人】の欄には、変更後の名義人（出願人又は発明者）全員を記載
- 【代理人】の欄の注意事項
既に選任されている複数の代理人が引き続き新名義人の代理人となる場合
 - ・ 書面手続：すべての代理人を記載し全員が署名する
 - ・ オンライン手続：【代理人】欄に手続実行者のみを記載し、【その他】の欄を設け、手続実行者以外の代理人について、「本願の代理人として既に選任されている代理人○○は、新たな出願人△△の代理人です。」と記載する

2. (1) 中間手続 ④国際出願取下書

国際出願取下書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654

2 出願人

名称 株式会社東京製作所

TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION

(代表取締役 特許 太郎(署名: _____))

あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号

4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,

Tokyo 100-0013 Japan

国籍 日本国 JAPAN

住所 日本国 JAPAN

3 代理人

氏名 弁理士 国際 太郎 (署名: _____)

KOKUSAI Taro

あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町12番地

12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 取下げの内容

国際出願を取り下げる。

委任状を添付

5 添付書類の目録

(1)代理権を証明する書面

1 通

■ 国際出願を取り下げるための手続

■ 手続の期間：優先日から30月

※国際公開を回避するために取り下げる場合、優先日から16月以内に日本国特許庁受理官庁へ提出（国際公開の技術的な準備が完了する前までにWIPO国際事務局に到着する必要あり）

■ 提出先：日本国特許庁受理官庁又はWIPO国際事務局

■ 出願人手続の場合、「2 出願人」の欄に、**出願人全員が署名**

■ 代理人手続の場合、**出願人全員からの代理権を証明する書面**を添付

※「指定国の指定取下書」「優先権の主張取下書」も同様

※WIPO国際事務局への手続方法、ePCTの操作方法への手続方法などについてはWIPO国際事務局へ直接お問い合わせください

2. (1) 中間手続 ⑤ 代理人選任届

代理人選任届

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654

2 出願人

名称 株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
(代表取締役 特許 太郎(署名:_____))

あて名 〒100-0013 日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan

国籍 日本国 JAPAN

住所 日本国 JAPAN

3 届出の内容

選任した代理人

氏名 弁理士 国際 太郎
KOKUSAI Taro

あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町12番地
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 代理人

氏名 弁理士 国際 太郎 (署名:_____)
KOKUSAI Taro

あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町12番地
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

5 添付書類の目録

(1) 代理人の選任を証明する書面 1通

タイトルは委任状でも可

代理人選任証

出願人毎に作成しても、
複数人を1枚にまとめて作
成してもよい

20XX年mm月dd日

代理人
弁理士 国際 太郎殿

あて名 東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
名称 株式会社東京製作所
代表者 代表取締役 特許 太郎 (署名:_____)

下記の国際出願に関する手続については、貴殿を代理人に選任したことに相違ありません。

記

国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654

- 出願後に新たに代理人を選任するための手続
- 手続の期間：優先日から30月
※優先日から28月経過後はWIPO国際事務局へ直接手続
- 提出先：日本国特許庁受理官庁又はWIPO国際事務局

※出願後に、自発で既に選任している代理人の代理権を証明する書面を提出する場合は、「手続補正書」に添付して提出

※WIPO国際事務局への手続方法、ePCTの操作方法などについてはWIPO国際事務局へ直接お問い合わせください

2. (1) 中間手続 ⑥ 包括委任状提出書

- 代理権を証明する書面として包括委任状を使用する場合、**包括委任状をあらかじめ日本国特許庁受理官庁へ寄託（提出）**
- 各種手続において当該包括委任状を使用（援用）する場合は、包括委任状の**写し**を添付

包括委任状提出書

特許庁長官 殿

1 委任をした者

名 称 株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
(代表取締役 特許 太郎(署名:_____))
あて名 〒100-0013
日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan

国 籍 日本国 JAPAN
住 所 日本国 JAPAN

2 選任した代理人

氏 名 弁理士 国際 太郎
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町12番地
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

3 代理人

氏 名 弁理士 国際 太郎 (署名:_____)
KOKUSAI Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町12番地
12, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan

4 添付書類の目録

(1) 代理人の選任を証明する書面 1通

代理人選任証

20XX年mm月dd日

弁理士 国際 太郎 殿

名 称 株式会社東京製作所
あて名 〒100-0013
東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
代表者 代表取締役 特許 太郎(署名:_____)

すべての国際出願に関する手続について、貴殿を代理人に選任したことに相違ありません。

- 包括委任状は、**日本国特許庁受理官庁に寄託した日以降**、各種手続において、代理権を証明する書面として使用可能
- 委任者の名称、あて名が変更された場合は、改めて包括委任状を寄託することが必要

※特許庁出願課に寄託した包括委任状をPCTで援用する際の注意点

- ①「すべての国際出願に関する一切の件」といった委任事項が必要
- ②委任者（代表者）の署名又は押印が必要
- ③援用する場合は、包括委任状番号の記載ではなく包括委任状の写しを添付

2. (2) その他中間手続

(1) 優先権の主張の補正又は追加

→願書に記載した優先権の主張の表示（出願日、出願番号など）の誤りを補正したり、出願後に先の出願の出願番号を追加することができる

(2) 優先権の回復

→優先期間内（優先日から12月以内）に国際出願できなかった場合であっても、所定の要件を満たしている場合には、優先権の回復が認められる

(3) 引用による欠落部分などの補充

→提出した明細書などに欠落（又は誤り）がある場合には、先の出願から当該欠落部分（又は正しい記載）を引用することにより補充ができる



2. (3) 予備審査請求書①

インターネット出願ソフトで作成した請求書のPDFイメージ

予備審査請求は管轄国際予備審査機関へ直接行わなければならない。2以上の管轄機関がある場合には、出願人の選択による。
IPEA/JP

特許協力条約に基づく国際出願 第二章 国際予備審査請求書

出願人は、次の国際出願が特許協力条約に従って国際予備審査の対象とされることを請求する。

国際予備審査機関記入欄

国際予備審査機関の承認	請求書の受理の日
-------------	----------

第I欄 国際出願の表示

出願人又は代理人の書類記号 WO20XX000123	国際出願番号 PCT/JP20XX/999999
国際出願日(日.月.年) dd.mm.20XX	優先日(最先のもの)(日.月.年) dd.mm.20XX

発明の名称
ハンドスキャナ

第II欄 出願人

氏名(名称)及びあて名: (姓、名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記載; あて名は郵便番号及び国名も記載)
株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
1000013
日本国
東京都千代田区麩が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigasaki 3-chome, Chiyoda-ku, Tokyo
1000013
Japan

電話番号: 03-XXXX-XXXX
ファクシミリ番: 03-XXXX-XXXX
出願人登録番号: 987654321

電子メールの使用の承認: 国際事務局又は国際予備審査機関に対して、それらの機関が希望する用いてこの国際出願に関する通知を内容とする情報を送信することを承認するときは、以下のいずれか希望する。
 事前の通知として受け取り、後に書面による通知の送付を希望する。
 電子メールによる通知のみを希望する。
電子メールアドレス:
国籍(国名): 日本国 Japan 住所(国名): 日本国 Japan

氏名(名称)及びあて名: (姓、名の順に記載; 法人は公式の完全な名称を記載; あて名は郵便番号及び国名も記載)
株式会社大阪製作所
OSAKA SEISAKUSHO CORPORATION
5430061
日本国
大阪府大阪市天王寺区傳人町2番地7号
2-7, Rainin-cho, Ten-nouji-ku, Osaka-shi, Osaka
5430061
Japan

国籍(国名): 日本国 Japan 住所(国名): 日本国 Japan

その他の出願人が続表に記載されている。

様式 PCT/IPEA/401 (第1用紙) (2022年7月版) 国際予備審査請求書の備考参照

インターネット出願ソフトの入力画面

PCT-RO 電子出願 - PCT/JP20XX/999999

ファイル(F) ツール(T) ヘルプ(H)

国際出願の表示
氏名(名称)

国際予備審査機関(IPEA) JP 日本国特許庁
国際予備審査の使用言語名 日本語

国際出願の表示
出願人又は代理人の書類記号 WO20XX000123
国際出願番号 PCT/JP20XX/999999
国際出願日 dd.mm.20XX
優先日(最先のもの) dd.mm.20XX

発明の名称
ハンドスキャナ

氏名(名称)
基本事項
内訳
手数料
支払い

種類	名称
1 出願人	株式会社東京製作所
2 出願人	株式会社大阪製作所
+ 出願人	出願人を入力してください。
1 代理人	国際 太郎
+ 代理人	代理人を入力してください。

優先権主張がないPCT出願の場合、優先日は記載不要

国際調査報告において国際調査機関が発明の名称を作成した場合、国際調査機関が作成した発明の名称を記載

国際予備審査請求時の出願人全員を記載(発明者は記載不要)

2. (3) 予備審査請求書②

インターネット出願ソフトで作成した請求書のPDFイメージ

第IV欄 国際予備審査に対する基本事項

補正に関する記述：*

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。

明細書に関して	<input checked="" type="checkbox"/>	出願時のものを基礎とすること。又は
	<input type="checkbox"/>	特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
配列表に関して (該当する場合)	<input type="checkbox"/>	出願時のものを基礎とすること。又は
	<input type="checkbox"/>	特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
請求の範囲に関して	<input type="checkbox"/>	出願時のものを基礎とすること。又は
	<input type="checkbox"/>	特許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。及び/又は
	<input checked="" type="checkbox"/>	特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
図面に関して (該当する場合)	<input checked="" type="checkbox"/>	出願時のものを基礎とすること。又は
	<input type="checkbox"/>	特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

2. 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。

3. 国際予備審査機関が規則69.1(b)に従つて国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則69.1(d)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを国際予備審査機関に希望する。

4. 出願人は、規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを明示的に希望する。

*記入がない場合は、1) 補正がないか又は国際予備審査機関が補正(原本又は写し)を受領していないときは、出願時の国際出願を基礎とすること。2) 国際予備審査機関が、見解書又は予備審査報告書の作成開始前に補正(原本又は写し)を受領したときは、これらの補正を基礎とすること。又は続行される。

■ 国際予備審査の基礎とすべき書類にチェック

- 明細書：出願時 or 34条補正
- 請求の範囲：出願時 or 19条補正 or 34条補正
- 図面：出願時 or 34条補正

インターネット出願ソフトの入力画面

PCT-RO 電子出願 - PCT/JP20XX/999999

ファイル(F) ツール(T) ヘルプ(H)

国際出願の表示
氏名(名称)
基本事項
内訳
手数料
支払い

補正に関する記述

1. 出願人は、次のものを基礎として国際予備審査を開始することを希望する。

明細書に関して	(ア) <input checked="" type="checkbox"/>	出願時のものを基礎とすること。又は
	(イ) <input type="checkbox"/>	特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
配列表に関して (該当する場合)	(カ) <input type="checkbox"/>	出願時のものを基礎とすること。又は
	(キ) <input type="checkbox"/>	特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
請求の範囲に関して	(ク) <input type="checkbox"/>	出願時のものを基礎とすること。又は
	(ク) <input type="checkbox"/>	特許協力条約第19条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。及び/又は
	(ク) <input checked="" type="checkbox"/>	特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。
図面に関して (該当する場合)	(ケ) <input checked="" type="checkbox"/>	出願時のものを基礎とすること。又は
	(ケ) <input type="checkbox"/>	特許協力条約第34条の規定に基づいてなされた補正を基礎とすること。

2. 出願人は、特許協力条約第19条の規定に基づく請求の範囲について行つた補正を無視し、かつ、取り消されたものとみなして開始することを希望する。

3. 国際予備審査機関が規則69.1(b)に従つて国際調査と同時に国際予備審査を開始しようとする場合、出願人は規則69.1(d)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを国際予備審査機関に希望する。

4. 出願人は、規則54の2.1(a)に基づき適用される期間の満了まで国際予備審査の開始を延期することを明示的に希望する。

国際予備審査を行うための言語は 日本語 であり、

- 国際出願の提出時の言語である。
- 国際調査のために提出した翻訳文の言語である。
- 国際出願の公開の言語である。
- 国際予備審査の目的のために提出した翻訳文の言語である。

合わせ先

レディ NUM

2. (3) 予備審査請求書③

インターネット出願ソフトで作成した請求書のPDFイメージ

3 頁	国際出願番号 PCT/JP2019/999999
第VI欄 照合欄	
この国際予備審査請求書には、国際予備審査のために、第IV欄に記載する言語による下記の書類が添付されている。	
<ul style="list-style-type: none">● 手数料計算用紙● その他（書類名を具体的に記載）<ul style="list-style-type: none">条約第19条補正の写し1ページ目条約第19条補正の写し2ページ目条約第19条補正の写し3ページ目条約第19条補正書簡の写し1ページ目条約第19条補正書簡の写し2ページ目条約第19条補正説明書の写し	
第VII欄 出願人、代理人又は共通の代表者の署名 署名者の氏名（及び法人を代表して署名する場合は法人名を含む肩書）を記載し、その次に署名する。	
(PKCS7 デジタル署名) 国際 太郎	

インターネット出願ソフトの入力画面

判定	No.	書類
●	1	手数料の計算用紙
●	2	その他:条約第19条補正の写し1ページ目
●	3	その他:条約第19条補正の写し2ページ目
●	4	その他:条約第19条補正の写し3ページ目
●	5	その他:条約第19条補正書簡の写し1ページ目
●	6	その他:条約第19条補正書簡の写し2ページ目
●	7	その他:条約第19条補正説明書の写し

- WIPO国際事務局に提出した19条補正の写しを添付する場合：
以下写しをそれぞれ1頁ずつイメージファイルとして添付
 - 補正した差替え用紙の写し
 - 書簡の写し
 - 説明書の写し（ある場合）

なお、19条補正の写しを紙で提出する場合は、予備審査請求後すみやかに日本国特許庁受理官庁に提出（窓口・郵送）

2. (4) 条約34条の規定に基づく補正①

手続補正書 (法第11条の規定による補正)

特許庁審査官 殿

- 1 国際出願の表示 PCT/JP20XX/087654
- 2 出願人
名称 株式会社東京製作所
TOKYO SEISAKUSHO CORPORATION
(代表取締役 特許 太郎(署名:))
あて名 〒100-0013
日本国東京都千代田区霞が関三丁目4番3号
4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda-ku,
Tokyo 100-0013 Japan
国籍 日本国 JAPAN
住所 日本国 JAPAN
- 3 代理人
氏名 弁理士 国際 太郎 (署名: _____)
KOKUSAI, Taro
あて名 〒102-0081 日本国東京都千代田区四番町8番地
8, Yonbancho, Chiyoda-ku, Tokyo 102-0081 Japan
- 4 補正の対象 明細書及び請求の範囲
- 5 補正の内容
(1)明細書第2頁段落[0005]を別紙のとおり補正する。
「…」の記載は、出願時の明細書の段落[nnnn]に記載された
事項に基づくものである。
(2)請求の範囲第2項を削除する。
- 6 添付書類の目録
(1)明細書第2頁、第2/1頁
(2)請求の範囲第20頁、第21頁

補正が可能な期間

- (1) 国際予備審査請求をした時から国際予備審査報告の作成が開始されるまでの期間
- (2) 審査官が期間を指定して答弁書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間
- (3) 審査官が、出願人の請求により期間を指定して補正書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間

■「5 補正の内容」の記載例

国際出願の出願時における明細書、請求の範囲、図面のうち、補正の基礎となる記載箇所と、その箇所を特定できる程度の説明を記述する。

- 例1：明細書第2頁の段落 [0005] の「○○」を「△△」に補正する。「△△」の記載は、出願時の明細書の段落[nnnn]に記載された事項に基づくものである。
- 例2：請求の範囲第2項を削除し、第4項を別紙のとおり補正し、第5項を追加する。第4項の「△△△」の記載は、出願時の明細書の段落[nnnn]に記載された事項に基づくものである。第5項は、出願時の明細書の段落[mmmm]に基づくものである。

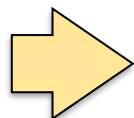
2. (4) 条約34条の規定に基づく補正②

明細書の補正

<補正前>

2
××××××××
××××××××
発明の効果
[0005]
××××××××
×××発明品JPは、
AをBにする効果がある。
AをBにすることで、

3
従来に比べ、
××××××××
××××××××
××××××××
××××××××
図面の簡単な説明
[0006]
[図1]Bの効果を示した説明図。
[図2]JPの断面図。



<補正後> ※段落[0005]と段落[0006]を補正する例

2
××××××××
××××××××
発明の効果
[0005]
××××××××
×××発明品JPは、
AをB**及びC**にする
効果がある。
AをB**及びC**にする

2/1
ことで、

3
従来に比べ、
××××××××
××××××××
××××××××
××××××××
図面の簡単な説明
[0006]
[図1]B**及びC**の効
果を示した説明図。
[図2]JPの断面図。

- 明細書の補正は、**頁単位**で行い、補正を行った頁のみを「差替え用紙」として添付
- 補正の結果、補正が次頁に及んだ場合、当該次頁には枝番号を表示
例：2頁の場合 2、2/1、2/2…
- 補正の結果、補正対象の頁全体が削除（空白）になる場合
 - 空白の頁の添付は不要
 - 手続補正書の「補正の内容」欄には頁を削除した旨を記載
- 「（補正後）」、「（削除）」、「（追加）」の記載や補正箇所の下線を引くことは不可

2. (4) 条約34条の規定に基づく補正③

請求の範囲の補正

<補正前>

20 請求の範囲 [請求項1] × × × × [請求項2] × × × × [請求項3] × × × ×	21 × × × × × × × × [請求項4] × × × × × × × × × ×
---	--

<補正後>

※請求項2を削除、請求項3を補正、
請求項5と請求項6を追加する例

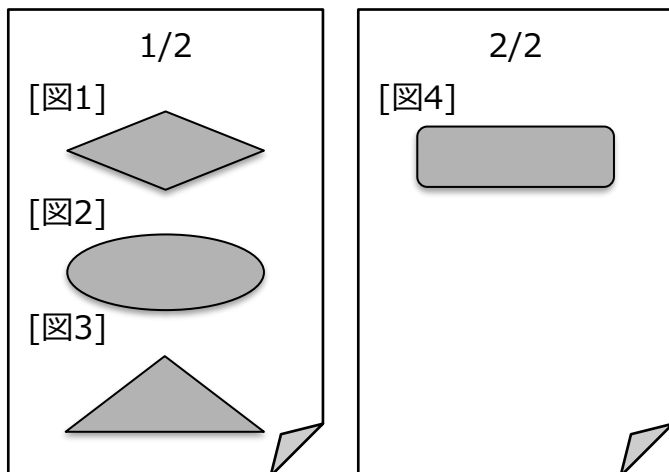
20 請求の範囲 [請求項1] × × × × [請求項2] (削除) [請求項3] (補正後) × × ○ ○ ○ ○ ○ ○	21 ○○○ × × × [請求項4] × × × × × × × × × × [請求項5] (追加) △△△△△△	21/1 [請求項6] (追加) □□□□□□□□ □□□□□□□□
---	---	---

- 請求の範囲の補正は、**全文単位**で行い、補正しない請求項を含めた全文を「差替え用紙」として添付
- 補正を行った請求項には、項番と本文の間に「(補正後)」、「(削除)」、「(追加)」を記載
- 請求項の「(追加)」は、既存の最後の請求項の次に記載
- 請求項の「(削除)」は、本文のみを削除し、項番（[請求項○]）の記載は残す
※一度削除した請求項には、2回目以降の補正で再度本文を記載することは不可
- 補正により頁数が増える場合、既存の最後の頁の次に枝番号の頁を設ける
例：請求の範囲の最後の頁が21頁の場合 21、21/1、21/2…
- 補正箇所の下線を引くことは不可

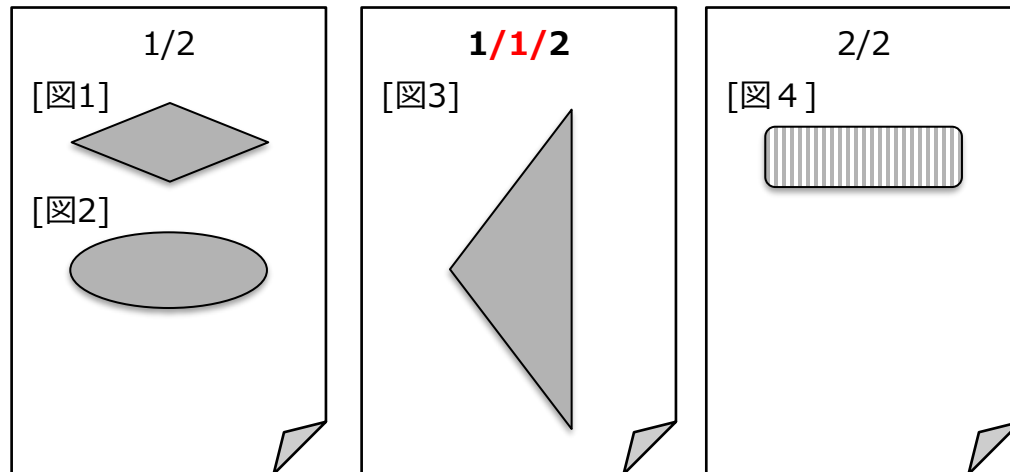
2. (4) 条約34条の規定に基づく補正④

図面の補正

<補正前>



<補正後> ※図3と図4を補正する例



- 図面の補正は**頁単位**で行い、補正を行った頁のみを「差替え用紙」として添付
- 補正により頁が増える場合、「**/**」と「**/**」に挟まれた部分に**枝番号**を記載
- 図が大きい場合、上端が用紙の左端になる形で90度回転させて記載可

1

PCT出願の手続

- (1) PCT出願の流れ
- (2) 受理官庁（RO/JP）への手続方法
- (3) PCT出願関係手数料
- (4) 願書

2

PCT出願後の手続

- (1) 中間手続
- (2) その他中間手続
- (3) 予備審査請求書
- (4) 条約34条の規定に基づく補正

3

国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置

4

よくあるご質問

5

参考情報

3. 国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置

対象手数料

- 日本語の国際出願にかかる以下の手数料
国際出願時 : 送付手数料・調査手数料・国際出願手数料
予備審査請求時 : 予備審査手数料・取扱手数料

対象者及び支援措置内容→詳細は3.(1)へ

- 中小企業、スタートアップ企業、大学等
- 対象要件に応じ、一定額を支援

申請手続方法 →詳細は3.(2)へ

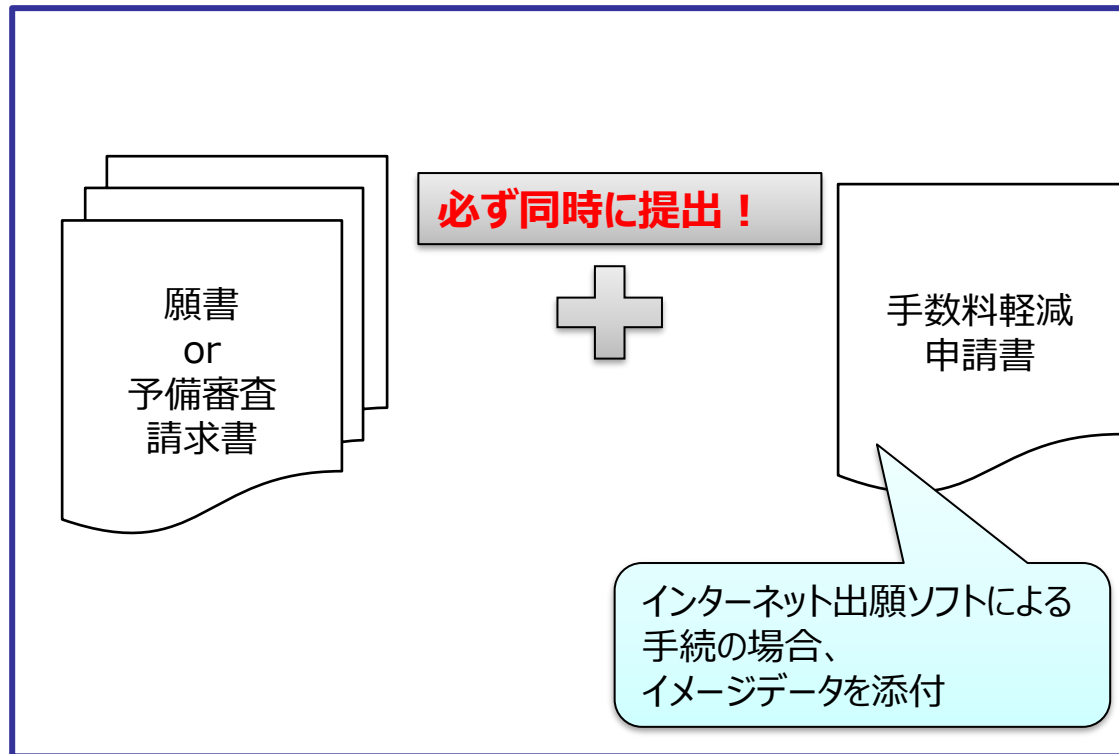
- 国際出願時又は予備審査請求時に必ず「軽減申請書」を添付し、
対象要件に応じ、各手数料の金額に手数料の負担割合（1/2、1/3または1/4）を乗じた額を納付

3. (1) 対象者及び軽減・支援措置内容

対象者	手数料の負担割合
中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)	1/2
研究開発型中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)	1/2
アカデミック・ディスカウント（大学などの研究者・大学など）、承認TLO、独立行政法人など、試験独法関連TLO、公設試験研究機関を設置する者、地方独立行政法人	1/2
中小スタートアップ企業 (法人・個人事業主)	1/3
小規模企業 (法人・個人事業主)	1/3
福島関連中小企業 (会社・個人事業主・組合・NPO法人)	1/4

- 出願時又は予備審査請求時において対象者の要件を満たしている必要あり
- 共同出願である場合、いずれか1者が対象要件を満たしていれば、持分の割合に応じた申請が可能

3. (2) 申請手続方法



■ 国際出願時

願書に「手数料軽減申請書（調査手数料等）」を添付
→送付手数料・調査手数料・国際出願手数料について
軽減・支援措置が適用されます

■ 予備審査請求時

予備審査請求書に「手数料軽減申請書（予備審査手
数料）」を添付
→予備審査手数料・取扱手数料について軽減・支援措
置が適用されます

■ いずれの場合も証明書の提出は不要

1

PCT出願の手続

- (1) PCT出願の流れ
- (2) 受理官庁（RO/JP）への手続方法
- (3) PCT出願関係手数料
- (4) 願書

2

PCT出願後の手続

- (1) 中間手続
- (2) その他中間手続
- (3) 予備審査請求書
- (4) 条約34条の規定に基づく補正

3

国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置

4

よくあるご質問

5

参考情報

4. よくあるご質問

Q1：優先権主張している出願と国際出願で発明者が異なっても優先権主張を行うことは可能ですか？

A1：国際段階において、日本国特許庁受理官庁では優先権主張している先の出願と国際出願における発明者の一致性は確認しておりませんので、発明者が相違していたとしても優先権を主張すること自体は可能であり、また、方式上の不備には該当いたしません。ただし、当該優先権主張の効果を認めるか否かの要件判断につきましては、最終的に各国の指定官庁で判断されることとなりますので、あらかじめご注意ください。

Q2：手続書類に手続者の署名や押印は必要ですか？

A2：条約の規定上、PCT国際出願関連手続書類には手続者の署名又は押印が必要です。国内出願関係手続と取り扱いが異なりますのでご注意ください。

➤ このほか、よく寄せられるご質問について特許庁ウェブサイトで紹介

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/pct_tetuduki_qa.html



1

PCT出願の手続

- (1) PCT出願の流れ
- (2) 受理官庁（RO/JP）への手続方法
- (3) PCT出願関係手数料
- (4) 願書

2

PCT出願後の手続

- (1) 中間手続
- (2) その他中間手続
- (3) 予備審査請求書
- (4) 条約34条の規定に基づく補正

3

国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置

4

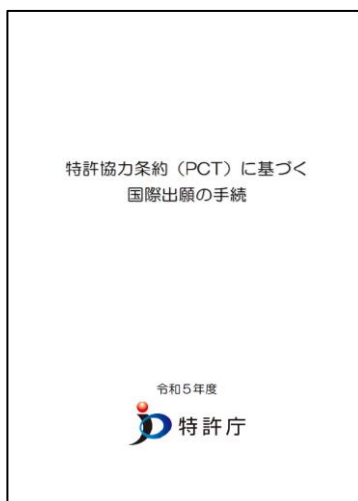
よくあるご質問

5

参考情報

5. 参考情報

- 手続の詳細をもっと知りたい！
『特許協力条約（PCT）に基づく国際出願の手続』



(冊子表紙)

(様式見本)



- PCT出願に関する手続方法や実務上の注意点を紹介
- 願書や中間手続（手数料納付書や名義変更届など）について、様式記載例を50以上掲載
- 特許庁ウェブサイト掲載

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tetuzuki/tokkyo_jyouyaku-jitumu.html



5. 参考情報

- 国際出願に係る手数料の軽減・支援措置を受けたい！

【制度概要、様式】

- 2024年1月以降に行う出願・予備審査請求の国際出願関係手数料に係る軽減・支援措置の申請手続

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_shinsei_202401.html



【よくあるご質問】

- 国際出願に係る軽減・支援措置のQA集

https://www.jpo.go.jp/system/patent/pct/tesuryo/pct_keigen_qa.html



5. 参考情報

- インターネット出願ソフトの操作方法を知りたい！
電子出願ソフトサポートサイト

<http://www.pcinfo.jpo.go.jp/site/index.html>



- PCTの最新情報や実務アドバイスを知りたい！
PCTニュースレター（電子メールで定期購読可）

<https://www.wipo.int/pct/ja/newslett/index.html>



- PCT加盟国の基本情報を知りたい！
PCT出願人の手引

<https://www.wipo.int/pct/ja/guide/index.html>



PCT出願人の手引—国際特許—附属書B 1		1頁
締約国に関する情報	アメリカ合衆国	附属書 B 1 U S
一 般 情 報		
国内官庁の名称	United States Patent and Trademark Office (USPTO) (米国特許商標庁 (USPTO))	
所在地	Customer Service Window, Randolph Building, 401 Dulany Street, Alexandria, VA 22314, United States of America (Randolph Building 南側1階, Ballenger Avenue 側に入口)	
郵便のあて名	Mail Stop PCT, Commissioner for Patents, P.O. Box 1450, Alexandria, Virginia 22313-1450, USA	
電話番号	(1-571) 272 43 00 (PCTヘルプデスク) (1-866) 217 91 97 (電子出願の通話無料テクニカルサポート) (1-571) 272 41 00 (電子出願の国内テクニカルサポート)	
ファクシミリ装置	(1-571) 273 83 00 (PCTオペレーション—特定書類のみ) † (1-571) 273 83 00 (USPTO中央ファックス—	

ありがとうございました

問合せ先：特許庁審査業務部出願課国際出願室受理官庁

03-3581-1101 内線2643

